尚志会代議員選挙 規程

(総則)

第 1条 代議員選挙は、移行後の「一般社団法人尚志 会定款」に基づくほかは、この規程により、理事及 び理事会から独立して行われ、各会員に対して等し く選挙権及び被選挙権を保証する。

(選挙区)

第 2条 代議員の選挙区は、各都道府県支部をそれぞ れ1区とする。

(選出)

- 第 3条 代議員は、支部ごとに会員200名以内は1 名とし、200名を越える場合は、200名以内を 増すごとに1名の割合をもって増加する。
 - 2 ただし、広島県支部の代議員は10名とする。

(選挙長)

- 第 4条 選挙に関する事務を掌るために、各支部に選 挙長1名を置く。
 - 2 選挙長は、そのつど支部長がこれを委嘱する。

(公告)

- 第 5条 選挙長は、選挙期日を定めてこれを会員に公告する。
 - 2 選挙長は、会員に対して、等しく選挙権及び被選 挙権を保証する。
 - 3 選挙長は、会員名簿を作成し、被選挙人の資格確認をするとともに、選挙人を確定する。

(選挙人)

第 6条 代議員選挙人及び代議員被選挙人は、尚志会 会員とする。 (報告)

第 7条 選挙長は、代議員当選者を確定し、選挙期日 後1週間以内にその氏名を支部長に報告するもの とする。

(欠員)

第 8条 欠員を生じたときは、代議員選挙の次点者を 代議員として指名することができる。

(規程の改定)

第 9条 本規程の改定は、理事会で決定するものとする。